

## 第 519 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）午後 3 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 C D
- 3 出席者
- |         |  |
|---------|--|
| 公益代表委員  | 岡 山 一 郎<br>片 山 裕 之<br>佐々木 裕 子<br>西 田 和 弘<br>長谷川 珠 子  |
| 労働者代表委員 | 児 玉 智 勝<br>櫻 井 正 巳<br>高 山 伸 男<br>村 上 達 哉<br>吉 井 哲 也  |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之<br>鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗   |
| 事務局     | 岡山労働局長 森 實 久美子<br>労働基準部長 政 木 隆 一<br>賃 金 室 長 黒 田 和 美<br>賃 金 指 導 官 中 本 弘 一<br>監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩<br>労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

## 4 議 事

- 中本指導官           ただ今から、第 519 回岡山地方最低賃金審議会を開催致します。  
本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望の申込みは  
ございませんでした。  
それでは、はじめに新任委員のご紹介を致します。資料No.1 を  
ご確認ください。
- 労働者代表委員につきましては、昨年 12 月末付けで、西崎委  
員、日下部委員及び小橋委員が辞任されまして、新たに本年 1 月  
29 日付けで、櫻井委員、児玉委員及び吉井委員にご就任いただき  
ました。新任委員の皆様からは、今ご紹介した順番で、就任のご  
挨拶を頂戴できればと思います。  
それでは、櫻井委員お願いいたします。
- 櫻井委員           皆様、お疲れ様です。前任西崎委員より連合岡山で最賃を引き  
継ぐこととなりました櫻井と言います。今後ともよろしくお願  
いします。
- 中本指導官           児玉委員、お願いいたします。
- 児玉委員           はじめまして、児玉と申します。よろしくお願  
いいたします。
- 中本指導官           吉井委員お願いいたします。
- 吉井委員           自動車総連岡山地方協議会で議長を仰せつかっております吉  
井と言います。よろしくお願  
いします。
- 中本指導官           ありがとうございます。  
続きまして、定足数について報告申し上げます。本日は使用者  
側委員の佐野委員が欠席されておりました、他の委員 14 名が出  
席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足  
数である 3 分の 2 以上又は公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席の  
条件を満たしておりますことを報告致します。  
本日の審議事項について申し上げます。  
(1) 令和 8 年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認に  
ついて  
(2) 令和 7 年度最低賃金の周知広報活動について  
(3) 令和 8 年度実地視察の実施方針について  
(4) その他

でございます。

本日は御審議いただく前に、局長の森實より御挨拶申し上げます。

森實局長

委員の皆様方におかれましては年度末の大変お忙しい中、本日御出席いただきましてありがとうございます。また日頃より労働行政の運営に多大なご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年11月21日に閣議決定されました総合経済対策におきましては、引き続き「中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備」が掲げられまして、今国会冒頭の高市総理の施政方針演説におきましても、この方針が示されたところでございます。総合経済対策が決定された直後に中央では政労使会議が開催されまして、その後全国地方版政労使会議が順次開催されました。

岡山におきましても、1月20日に県、その他関係行政機関、労使団体の代表の皆様にご出席いただきまして「おかやま政労使会議」を開催し、意見交換を行いました。その場では、価格転嫁の環境整備、適正な取引の促進、賃上げと生産性向上等の推進について、連携を図って取り組むことを確認したところでございます。併せて、適正な価格転嫁の必要性を周知するための広報用のチラシも、会議名で作成したところでございます。

岡山労働局としましても、地域における経済成長と賃上げの好循環の実現のために各種施策の実施に取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続きの御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、来年度の審議運営に関係する事項についてご説明などを議題としております。忌たんのない御意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中本指導官

それでは、会長よろしくお願いいいたします。

西田会長

皆様、年度末のお忙しい中、御出席ありがとうございます。

本日の審議会は、公労使の三者がそろい、公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

議事に入る前に議事録署名人について確認をしておきます。昨年7月11日開催の第513回審議会において、労側の議事録署名

人として西崎委員を指名させていただきましたが、西崎委員が辞任されたため、後任として、労側委員の署名人を櫻井委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 異議なし )

西田会長

それではよろしくお願ひします。

では、付議事項(1)「令和8年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認について」事務局から説明してください。

黒田室長

令和8年度の特定最低賃金改正の申出の意向確認について、説明させていただきます。

特定最低賃金の改正につきましては、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、「局長は、申出があった場合に最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる」とされております。

今回、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明があったものについて、資料No.2として一覧表にしております。それに基づいて御説明致します。

この意向表明の申出につきましては、現在設定されております6業種及び各種商品小売業から行われておりますので、順番に申し上げます。

まず、岡山県耐火物製造業最低賃金については、岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会が公正競争ケースで意向表明を行っております。

次に、岡山県鉄鋼業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、こちらは労働協約ケースとなっております。

3番目、略称で岡山県一般機械器具製造業最低賃金については、岡山県一般機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、労働協約ケースでの意向表明となっております。

4番目、同じく略称で、岡山県電気機械器具製造業最低賃金について、岡山県電気機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースとなっております。

5番目、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金については、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金連絡会が意向表明を行っており、同じく公正競争ケースとなっております。

6番目、岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を

行っており、こちらは労働協約ケースです。

最後に、岡山県各種商品小売業最低賃金については、U Aゼンセン岡山県支部が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースとなっております。

改正申出書の提出期限は、昨年同様、本年6月末日とさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、資料No.3をご覧ください。「令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況」となっておりまして、本年度の他局での特定最低賃金の結審状況をまとめておりますので、後ほどご確認いただきたいと思ひます。

一覧表において改定額・引上げ額の欄が、空欄若しくは横線になっているところがあると思ひますけれども、こちらは、申出がなかった特賃、若しくは、金額改正の必要性がなしとなった特賃です。

事務局からは以上です。

西田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

よろしいでしょうか。

それでは、次に付議事項(2)「令和7年度最低賃金の周知広報活動」について、事務局から説明してください。

中本指導官

それでは、令和7年度最低賃金の周知広報活動について、私から説明をさせていただきます。長くなりますので着座して説明させていただきます。審議会資料No.4をご覧ください。右下にページ番号を付しておりますので、適宜こちらを申し上げながらご説明致します。

まずは、ページ1をご覧ください。

今年度も、1「周知広報の概要」に記載のとおり、例年同様公的機関や各種団体などへリーフレットを配布し、周知・広報への御協力を得まして、各種広報誌やホームページへ掲載をいただくと共に、プレスリリースによりメディアを通じた広報を行いました。

また、更なる取り組みとしましては、昨年度と同様に、岡山駅のデジタル画面に最低賃金・業務改善助成金のリーフレットの情報を掲載したほかに、新たな取り組みとしまして、岡山県最低賃

金のマスコット「サイチンじゃがあー」を、賃金室で自主制作しました。本キャラクターは、この1ページの画像のとおりでして、県民に親しみをもっていただけるよう、岡山の方言である「〜じゃが」という言葉と、動物のジャガーを掛け合わせたうえで、今風のフレンドリーなデザインとなるように作成しました。本年度から、各種周知広報活動等において、積極的な活用を開始しております。

また、岡山駅前及び倉敷駅前では、職員による独自の周知用グッズの配布を行い、津山市中心部では、岡山湯郷 Belle の選手を PR 大使とした周知活動を行いました。

これらの取り組みの詳細につきましては、下の2「主な実施事項等」に記載しておりますので、これからご説明致します。

それでは、2(1)①「岡山駅デジタル画面」をご覧ください。こちらにつきましては、昨年度からの引き続きの取り組みとは異なりますが、12月1日の県最低賃金改正を控えた11月10日から23日までの間を、最賃周知強化期間としまして、JR岡山駅の東西連絡通路の上部にあるデジタル画面において、最低賃金・業務改善助成金のリーフレットを断続的に掲載し、周知を行いました。次の2ページにその様子の写真を掲載しております。

続けて、「② 岡山駅前・倉敷駅前における職員の周知活動（岡山県南部）」をご覧ください。

こちらは、今年度の新たな取り組みとしまして、10月30日に岡山駅前、11月25日に倉敷駅前において、それぞれ労働局長をはじめとした、労働局職員による岡山県最低賃金改正及び各種助成金等に関する街頭周知活動を行ったものです。下の方に、岡山駅における周知活動の時の写真を載せております。その際に局で独自に作成したグッズ、改正最低賃金額を記したティッシュ、マスク、シール及びリーフレットを配布しました。先程ご説明しましたキャラクター「サイチンじゃがあー」も積極的に活用しております。

また、あらかじめプレス発表をしておりましたので、当日の状況をテレビや新聞等の報道にも取り上げてもらうことができ、より一層の周知効果が得られたものと考えております。

それでは、次の3ページを開いていただいて、「③ 岡山湯郷 Belle の選手による PR 活動（岡山県北部）」をご覧ください。

こちら、今年度の新たな取り組みとなりまして、11月28日に津山労働基準監督署において、岡山湯郷 Belle の選手3名に、一日労働基準監督署長及び岡山県最低賃金 PR 大使に就任していただき、津山市中心部のショッピングモールにおいて、改正最低

賃金のPR活動を実施しました。なお、本件の「一日労働基準監督署長」の任命は、県下では初の取り組みとなっております。

(2)以降につきましては、説明は省略させていただきますが、資料に記載のとおり、例年通りの周知広報活動を行っております。

なお、1点補足となりますが、5ページをご覧くださいと岡山労働局のホームページに掲載しました最低賃金周知用の4コマ漫画を載せております。こちらも、「サイチンじゃがあー」を登用した賃金室の自主制作のものとなっておりますので、併せてご確認いただければと思います。

資料No.4の説明は以上となります。

西田会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

よろしいでしょうか。

それでは次に、付議事項(3)「令和8年度実地視察の実施方針について」です。

今年度は、労働者側委員の方及び使用者側委員の方に御尽力をいただきまして、また視察先の事業場の方々の協力も得て、昨年6月10日に実地視察を実施致しました。中小企業の置かれた状況が把握でき、大変有意義なものとなったと考えております。来年度に向けて実施の有無を含め審議いただきたいと思います。このことについて、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

地方最低賃金審議会委員による視察につきましては、審議会において実施の可否を決定することとされています。

本日の資料No.5、「岡山地方最低賃金審議会委員による実地視察について(案)」をご覧ください。

今年度の実地視察は、昨年6月10日に労使双方からご推薦いただいた事業場2社を訪問させていただきました。実地視察が有意義であったとの意見を踏まえ、事務局において次年度の案を作成しております。

1はこれまでの経過となっております。

本日審議いただきます2の「今後の対応について」以下、説明をさせていただきます。

視察結果を審議の参考とする趣旨、目的からしますと、今年度と同様に6月頃までの実施が望ましいと考えています。訪問する

事業場の業種、規模については、公労使のご意見を踏まえて調整することになります。令和5年度から令和7年度は、労使それぞれ1社の推薦をいただき2社を訪問としていましたが、スケジュール的に丸1日となってしまうことから、次年度より1社訪問とするのはどうかという（案）を提案させていただいています。委員の任期が2年ということもあり、労使の各推薦事業場を年度毎に交互に視察するのはどうかと考えたものです。あくまで（案）の段階ですので、今年度同様、その他の試みなどご意見をいただければと思います。

まずは、実施をするか否か、実施の場合は選定事業場をどうするか、ご審議のほどよろしく願いいたします。

西田会長

ただ今、事務局から実地視察の方針について、その目的、実施するとした場合のスケジュールなどの説明がありました。

労使の皆さん、何かご意見ございますでしょうか。

事務局からの投げかけとしては、次年度も継続して実施するかどうかというのを、まず決めていただきたいということでございます。

鶴海委員

昨年もそうだったんですが、工場の設備がどうかとか、どんな製造工程をしているのかというのは関係ないんです。メインは、その会社が賃上げなどに対してどんな考え方を持っているのか、そこを重点的に聞いていかないと、ということです。去年、労側から推薦のあった事業場は、結構規模が大きくて、賃金がどうかという話は出来なかったんです。中央から降りてくるものですから。そこはよく考えて、本当に岡山にある地場企業を対象にしないといけないと思います。そうでないと意味がないものになってしまうと感じました。

西田会長

そうしましたら、事業場選定にあたってはそうした点に十分留意しないといけないということです。留意することを前提とした上で、実施するかしらないかということになるろうかと。

石黒委員

最賃の議論をしているなかで、それが参考になったという議論が行われていないような気がするんです、私は。本当に実施する意味があるのかどうか、そこから考えて、あの時にあんなことを言ったのが、特に公益委員の方々に勉強になったということがあのかどうか。そうした議論が聞けていないので、そこを疑問視して、もし、そうしたことがないのであれば、もうやめてもいい

のではないかという気がします。

西田会長 公益委員から何かございますか。今のご発言は、そうした意味を感じているのかどうかという問いがありましたので、そのあたりいかがでしょうか。

岡山委員 公益委員の立場からは、意味は大きかったと私は思っています。普段、なかなか、特に零細企業を見るのが難しいので、ここが賃上げに耐えられるのかどうかということは観点として見ていて、それを参考として考えているところはあります。

櫻井委員 よろしいでしょうか。今、言われるように去年は大きいところで、中央から降りてくる賃金そのまま反映されるということでは、参考にならないんだろうと思っています。言われるように、地域で賃上げ、最賃に耐えられるかどうかという企業をまずは選定して、そこを見てもらい、意見交換することは必要ではないかと感じているところです。その会社がどういう賃上げを考えているのか、プラスそこで働く人たちが賃上げについて、自分たちが納得できるものかどうかというのは、必要なお互いの意見だろうと思いますので、1社でも実施した方がいいと感じています。

西田会長 他にいかがでしょうか。

児玉委員 私は仕事柄、人事の窓口の方、経営者の皆さんともお話するんですが、今言われたように、なかなか賃上げが厳しいという企業でありながら、でも採用しなければいけないと。採用にあたってこれくらいの賃金では厳しいという話、経営者の皆さんもジレンマがあるみたいな話があります。ぜひ企業を見ていただいて、上げたいんだけど上げられない、でも上げないと採用できないという、最近の特徴的な状況をヒアリングしていただきたいと思います。企業の規模、業種についてはいろいろ検討しなければいけないかもしれませんが。最近私は、上げたいけど上げられない、上げないと人が来ない、このジレンマで地元中小の方はすごく困っているということを感じています。

錦織委員 そうすると、事業場を選定するのが非常に難しいことになる気がするんです。

長谷川委員 今年度行かせていただいた、使用者側から推薦のあった事業場

というのは、非常に適切だったなと思っています。そうしたところを選んでいただくというのは難しいというのは良くわかるんですが、できればそうしたところでお話を伺って、最低賃金の話だけではなく、女性活躍、育休・産休取得でのこういう苦労があるんだというようなお話も伺えたので、非常に参考になりました。できれば訪問させていただきたいと思っています。

岡山委員

作業環境を見るというのも、非常に参考になったと思っています。どんなところで作業されているのか、日本人が来ないというところで、外国人労働者に頼らなければならないという面で、これから先、先ほどお話があったように、賃上げしたくてもなかなかできないけど、上げざるを得ないというなかでの葛藤というのが、参考になると思います。

片山委員

私自身、反省しなければいけないんですが、あまり生かしきれていなかったなというところがあります。ためにはなったんですが、実際に審議会で参考にできたかというところ、あまりできていなかったと思っています。行く前に、公益委員の間でも、こういうところを見ようという事前に目的意識を持って行くとか、労側、使側の皆さんからも、こういうところを見てほしいという点を整理してから訪問する方が、有意義な視察になるのではないかと、個人的には反省しているところはあります。

西田会長

他にございませぬか。

私自身、参考になる部分とちょっとここは違うかなと思った部分があったんですが、今年度ではなくて、前の任期の時に行った事業場でちょっと印象的だったのが、賃金は上げられない、こんな中小零細を殺す気かというようなことを言いながら、補助金、助成金の申請はしていない。十分要件に合致するのに、忙しいからできないんだと。こういう経営者、少ない人員の中で、書類を作るのが大変だから申請しないんだと。でもそれは言い訳に過ぎないでしょうという印象を抱くような経験もありましたので、そのときは賃金審議にもある程度は生きたかなと思いました。

やる意味がないとまでは言いませんが、我々の姿勢として、公益委員の社会勉強ではなくて、賃金審議に生かすという前提で、特に積極的に中止する理由はないと思いますので、社会勉強ではない、賃金審議に生かすんだということを、公益側が共通認識として持って事業場の実地視察をさせていただくという方向でいかがでしょうか。もちろん実施にあたっては事業場選定が重要になってくると

ということが前提になりますけれども。

石黒委員

以前、私が推薦した企業を見ていただいたことがあるんですが、その代表者の方から、「来ていただいて色々意見を聞いてもらったんだけど、あの後審議の参考になった？」と聞かれて、なかなか答えに窮した思いがあるんで、やるのであれば、そういうことにならないようにしていかなければならないと思います。公益委員の方が言われたように、本当に困っている中小を見たいと言われるんですが、そういうところは決して「見てください」とは言わないんです。人が来られて余り見せたくない、見られたくない、西田委員言われるように自分たちがやらなければならないこと、本当は思っても手が回っていない、それが実態なんだけど、でも皆さんのためにと思っけて引き受けて、見ていただくということになっているんで、ぜひぜひこれを十分理解していただいて、その後推薦した者がちゃんと話ができる、「ありがとう、ためになったよ議論に」と言えるような会にさせていただければ、やる価値があるのかと思います。やるのであれば、推薦した人のメンツが立つというんですか、そのようにしていただきたいと思います。

西谷委員

もともと公益の先生方が、なかなか県内の中小零細企業に接する機会がないということで、知見を広める、深めるためにということであったと思います。全くそういうことがない状態で、書物とか公になっている資料だけで判断するということがなしにということでは、あとは先生方の受け止めが問題になるわけで、その点については、各委員、初めてのことを学ばしてもらうということでは、それなりの意味があるんじゃないかとは思いますが。全くないときに比べてですが。

西田会長

実際のところ、賃金審議で直接的に我々の判断に現れるかということ、それはなかなか難しいものがあるって、業種もいろんな業種がありますから。ただ最終的な決断のレベルでは、実地視察をしたことでのいろんな知識、見て感じたことが最終的なところで、水面下で影響はしていると思います。これを視察先の方に説明するのは非常に難しいですが。例えば、全会一致にならない時に、公益側としてどこを落とすところとして見出すのかという時に、実地視察が全く無意味になっているわけではないと思います。

岡山委員

目安があるので、なかなか自由というわけにはいかない感じはありますが、見た企業の状況を頭に入れていることは確かだと私は

思っています。あの企業が賃上げに耐えられるのかどうかというところなど、いつも気になっていて、知らなければ、理屈だけなら我々、よく理屈だけで議論していますが、理屈だけであればもう少し上げるべきだという話になり易いのかとは思いますが。

西田会長

使側から厳しいご指摘もいただきましたが、そうしたご指摘をふまえつつ、公益委員が最賃審議に生かしていくということを心掛けて、特に中止する積極的な理由が見当たらないので、我々も賃金審議のために勉強させていただきたいということで、継続実施ということではいかがでしょうか。

(異議なし)

西田会長

よろしいですか。

それでは、実施するということについては、ご了解いただいたと理解させていただきます。その上で、今年度のように労使推薦事業場をそれぞれ一日かけてというのは、視察先にもご迷惑がかかる、調整が非常に難しいということも伺っておりますので、委員の任期は2年ということでございますので、労、使、あるいは使、労という形で、1年間に1か所、任期中には両方きちんと見るということにさせていただきたいと思っておりますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

労使委員

同意する発言あり。

西田会長

ありがとうございます。

そうしますと、まず次年度、どちらを先にということを決めておかなければならないんですが、労使それぞれから、ぜひ、我々の推薦する事業場を公益委員は見ておけというところがありましたら、お願いしたいと思っておりますが、いずれからにしましょうか。

石黒委員

賃上げを求める労側からの方がいいのではないですか。

西田会長

そうしたご意見がありましたが、いかがでしょうか。

櫻井委員

はい。我々で検討します。

西田会長

それでは順番としては、労、使の順番ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

それでは、順番としては、労、使の順番ということで、次年度は労側からご推薦をいただきたいと思います。選定にあたっては賃金審議に生かせる事業場選定ということ念頭に、大変ですがお願いしたいと思います。

それでは、実地視察を実施して審議に反映させるということで、労側からの推薦ということになりますので、事務局においては労側と調整いただいて、スケジュールに沿って準備をお願いしたいと思います。

西田会長

次に、付議事項「(4) その他」についてです。何かございますか。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

ないようでしたら、事務局からございますか。

黒田室長

先ほどは実施視察のご審議ありがとうございました。

推薦事業場は1社ということになりましたが、参加者については、公益委員と労使それぞれから1名参加いただきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。

スケジュールについても、案のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その他の付議事項として、事務局から2点ご説明させていただきます。

まず、私から昨年の地域別最低賃金の答申にありました附帯事項への取り組み状況について説明させていただきます。資料No.6をご覧ください。

附帯事項にありました、「1 各種助成金の要件緩和、手続きの簡便化により、多くの事業者が利活用しやすいものとする」と、「2 価格転嫁・取引適正化の徹底をはじめとし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資が確保できるよう、様々な取り組みを強力に実行すること」などがありました。

賃上げの後押しとなるよう、中小企業に対する生産性向上支援、経営支援の強化について、昨年9月9日に岡山県よろず支援拠点と連携し「価格転嫁等により売上げ向上を目指すセミナー」を開

催しました。資料No.6の1ページがその時のリーフレットになります。

セミナーの内容として、中国経済産業局から「労務費の適切な価格転嫁」及び同局の補助金の説明をしていただきました。また、中小企業診断士の方からは、「賃金引上げの取組・価格転嫁の事例紹介」をしていただき、岡山働き方改革推進支援センターからは、「業務改善助成金の活用周知」を行いました。9日のセミナー直前に業務改善助成金の拡充が発表されまして、その内容についても併せて周知することができましたので、タイミングも良かったと安堵しています。このセミナーへは、全体で157名、そのうち会場90名、WEB67名の参加がありました。

また、先ほど最賃の周知広報でも説明しましたとおり、駅前街頭周知活動でも支援に関するパンフレットを配布し、監督署においても、定期監督等の機会をとらまえて、事業場に対し賃上げに向けた生産性向上に関する各種支援策等を紹介する取組を行っています。加えて監督署が開催する各種説明会において、岡山県よろず支援拠点から価格転嫁の取組、経営上の諸問題等について相談支援をする旨を説明してもらっています。

中小企業庁の外郭団体である「独立行政法人中小企業基盤整備機構」とも新たに連携し、来年度も引き続き、賃上げしやすい環境の整備に向けて、省庁の枠を超えて取り組んでいく所存です。

その他、制度の変更を必要とする内容及び、地域の実態を反映した独自性が発揮できる審議運営等につきましては、本省の方へも進達し、審議会のみならず局としても要望している旨を訴えております。

次に資料No.6の2枚目、これは業務改善助成金の申請件数について取りまとめたものとなっています。活用状況についてですが、本年1月末時点で、岡山局の申請件数556件、前年同期405件の1.37倍の申請件数となっております。引き続き来年度もさらに多くの事業者の方に活用していただけるよう周知広報に努めてまいります。私からは以上です。

続きまして、目安制度の在り方に関する全員協議会が先日開催されましたので、政木労働基準部長より情報提供させていただきます。

政木部長

私からは、先週の金曜日に中央の方で行われました、「第1回目安制度の在り方に関する全員協議会」、以降長いので全員協議会と言いますけれど、これについて簡単に説明したいと思います。

お手元の参考資料目次になります。これが先週行われました全員協議会の資料となっております。

まず、目安制度の在り方につきましては、概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところであり、そのため、中央最低賃金審議会が、全員協議会に対して目安の見直しを検討するよう付託をし、付託を受けた全員協議会は、目安制度の在り方に関する検討を進めていくという建て付けになっております。直近では令和5年4月6日付けで報告が取りまとめられておまして、中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、指標分析、ランク制度等が議論され、以前はA、B、C、Dの4ランクでしたが、この時A、B、Cの3ランクにランク区分の見直し等が行われています。

今回、目安制度の改善を図るという観点から検討すべきものとして考えられる主な事項がございまして、1点目は、「近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて」ということ、2点目は、「ランク区分について」ということ、そして3点目は、「発効日について」ということ、主にこうした内容になっております。

発効日については、前回の報告でも触れられていますが、特に今年度の地方最低賃金審議会における審議の結果、都道府県ごとに大きなバラつきが生じたことから、今般、「検討すべきものとして考えられる事項」に含めるものとされています。

今後の検討期間についてですが、全員協議会報告としてとりまとめるのは令和9年度中を目指すと言われています。また、労使の意見により令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものについては、令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進めるとされております。つまり、来年度の目安に何らかの影響を与えるような審議が行われる可能性はあり得るのかと考えているところです。

現在のところ把握できているのはここまでですので、今後動きがありましたら、随時共有させていただきたいと思っております。

西田会長

ただいまの事務局からの説明、2点ございましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

岡山委員

業務改善助成金について、数字は出ているんですが、これが多いのか、少ないのか、何と比べればいいのか、県によって事業規模、経済規模が違うので、何かで割ったら明らかになるようなものはないんでしょうか。

黒田室長 岡山局の件数は、昨年度申請件数では全国 17 位だったところが、今年度は 14 位に上がっているのも、多くの方に利用していただけたのかと思っています。事業場の規模では 10 人未満の事業場が 291 件、20 人未満の事業場が 130 件、30 人未満が 68 件となっています。その後は少ない数字ですが、小規模事業者の方により多く活用いただいているという状況です。業種については、産業分類の小分類で見ますと、ばらつきはありますが、最も多かったのは飲食店からの申請となっています。次いで社会保険・社会福祉・介護事業の事業所となっています。また、大分類で見ますと、宿泊・飲食サービス、医療・福祉、あと製造業、卸売・小売業となっており、こうした方々に活用いただいているという状況です。

岡山委員 県別の順位で比べるとというのは経年変化で見ると、ある程度わかるかと思いますが、要は岡山県が全国のなかで、多いのか少ないのかというのはわからないものではないでしょうか。件数自体はわかるんですが、基の経済規模が違うので、経済規模の割に多いのか、少ないのかということなんです。

黒田室長 全国で 14 位ということなんです。

岡山委員 絶対数としての数では 14 位ということなんです。それが経済規模で見たときにどうなのかということなんです。比較的多いかもしれないという推測は出来るということでしょうか。

黒田室長 47 都道府県のなかで、岡山の数字は少なくはないと思います。また、広島と比較したときに、広島は 687 件で、岡山は 556 件ですから、相応の数字かとは思いますが。

岡山委員 広島よりは、割合としては多いような感じはしますね。まあまあ利用してもらっているということですね。

西田会長 他にいかがでしょうか。

西谷委員 これは申請件数ですよ。実際に適用になったのもこの件数ですか。

黒田室長 まだ、決定までの審査をしていますので、最終的な交付決定件

数というのはまだ出ていません。

西谷委員 例年、決定件数はどれくらいですか。要件を満たさない事業所というのもあるんですか。

黒田室長 中にはございますが、今手元に正確な数字は持ち合わせていませんが、数字はかなり低いと思います。

西谷委員 そうでしょうね。

岡山委員 この結果が賃上げに役立ったかどうかというのはわかりませんか。

黒田室長 この助成金の要件として、賃上げを実施するということがございます。ですから、確実に賃上げはしていただいているはずですよ。

高山委員 賃上げをしてから申請を行うということですよ。それが条件ということですよ。

鶴海委員 賃上げをするのが条件、申請が通ったら賃上げをしないといけないということじゃないですか。

黒田室長 昨年9月の拡充の時に変わりました、申請が通った後確実に実施するという計画を出して、審査、決定を受けて支払うということだったんですが、既に賃上げしたという事業所、先に引上げたという事業所についても、後から申請しても大丈夫ということになっています。

高山委員 どちらでもいいとなったんですね。

西田会長 他にいかがでしょうか。

石黒委員 昨年審議の途中で、目安以上に上げると補助が出る、たぶん地方交付税等が増額になるというようなイメージの議論があったかと思いますが、その点、実効性というか、どうとらえればいいでしょうか。

黒田室長 重点支援地方交付金の補正予算の関係では、推奨事業メニューとして、中小企業小規模事業者の賃上げ環境整備という事業が加

えられたことについては、以前労働基準部長より説明させていただきましたが、最低賃金が目安に上乗せとなった県は、どれくらいプラスがあるのかというのは、実際国から県、政令指定都市に配分される交付金にプラスになる計算式を私も見ましたが、十分理解できていないところで、何円プラスになったのかは不明です。ただ、交付金がプラスになるということは、数式として示されてはありました。その交付金を岡山県、各市町村がどう使うかというのは把握しきれていないところですが、私が承知している範囲では、岡山市が国の重点支援地方交付金活用事業ということで、前から実施している部分もあるんですが、省エネ機器更新緊急支援補助金に使われていて、支給要件は中小・小規模事業者ということを対象にされております。また、他県においては、先ほど申し上げました業務改善助成金の上乗せ補助に使われているところもあります。

石黒委員 今、室長が言われたものは、目安以上に上げたから交付がされたという訳ではないんですよね。そういう制度も出来ましたというご説明ですよね。具体的に金額で、どの程度かというのは、良くわかりませんということですよ。

黒田室長 申し訳ありません。交付金にプラス $\alpha$ するという計算式は示されていたんですが、私が十分理解できてなくて、具体的な金額はわからないということです。

石黒委員 室長が理解できないということは、我々では理解できないんでしょうね。

岡山委員 結局、何が上がったんですか。どこに来るお金が上がったんですか。

黒田室長 県、政令指定都市に来る予算ということになります。

岡山委員 県や政令指定都市に来る何が上がったんですか。

石黒委員 地方交付金が増えて、岡山市が給付金として市民に給付した原資になったということですよ。

岡山委員 交付税、交付金の中に入っているということですか。

- 西田会長                   よくあるパターンかもしれませんが、具体的にいくら付いたのかよくわからないことになっているんですよね。
- 岡山委員                   それだとわからないですよ。
- 西田会長                   結局、労働局の頭越しにお金がやり取りされているから、そういう方式だと、労働局として如何ともしがたいのが現状ですよ。県と市がそれぞれ独自にどういうやり方、使い方をするのかということです。
- 岡山委員                   いくらプラスになったか、示してもらわないと困りますよね。国が言ったことだから。
- 西田委員                   それは労働局の責任ではありませんから。
- 石黒委員                   局の責任とは言わないんだけど、去年の審議の途中で、そういうふうに担当大臣が発言したと記憶してるんです。厚生労働大臣ではなく、賃上げ担当大臣が発言されたんですから。
- 岡山委員                   国が言ったので、それは県の責任ではなくて、国が答えてくれないといけないことでしょう。
- 黒田室長                   申し訳ありません。宿題ということにさせていただいて、改めて確認して、後日委員の皆様にお知らせさせていただきたいと思っております。もう少し勉強してみます。
- 岡山委員                   お願いします。
- 西田会長                   それでは、この件は宿題ということで、よろしく申し上げます。もう一つ、中央の目安の議論で、目安に幅を持たせるとか、そういう議論は一切しない、していないということでしょうか。この資料見る限りですが。
- 政木部長                   近隣県との競争をいかに過熱化させないとか、発効日の問題、EU指令で示される中央値の60%をどうとらえるかというところの議論がメインで、余り幅の議論はされないのではなからうかとは思っています。
- 西田会長                   例えば、Bランクであれば、50円から55円の間とか、そうい

う幅の議論は中央ではしていないということですか。

政木部長            そういう議論は行われているかどうか、ちょっと今のところわからないという状況です。

西田会長            ここの審議会でも話題になるように、中央が出す目安が強制的な最低基準になっていると。地方の審議会でこれを議論する我々は、何のために座っているんだというのは毎年話が出ます。せめて、地方で判断できる幅みたいなものがあると、少し議論が違って来るんだろうと思います。我々が考えていることは、中央では全く反映されていないということですよ。

政木部長            目安の建て付けとしては、目安金額より下回っても構わないという話が中央の会長からもあったように、プラスマイナスの審議を地方の経済指標などふまえて地方で考えてもらいたいということではあります。そのため、目安の幅についてはき、特に考えていないのではないのでしょうか。

石黒委員            中央の藤村会長のビデオメッセージでも、下回ることもあり得る、そういう議論も容認するという話だったと思います。決して目安が最低で、それ以上を求める目安ではないということですよ。

西田会長            金額に幅があれば積極的な意見交換が出来るのではないかと、前々から思うところはあるんです。例えば3円とか5円とかの幅の間で、地域の実情を踏まえて判断して下さいと。そこを目安にして上げることもありということだろうと思います。みんなで決めているという実感が持てる仕組みになったらいいということですよ。

岡山委員            先ほどの説明、資料でもあった、最下位争いによる目安を大きく上回る高い引上げというのは、結局結論として何が言いたいんでしょうか。最下位のところは、そうなりたくないと思死でしょうし。

政木部長            あくまで経済指標、雇用情勢等にのっかって議論するんであって、隣を見て議論するものではないということの釘をさすことになるのではないかと思います。

西田会長                    その他よろしいでしょうか。

(特になし)

西田会長                    それでは、これもちまして、第 519 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。皆様お疲れ様でした。